

補 装 具 及 び 対 象 者（令和7年4月1日時点）

区 分	種 目	対 象 者
義 肢	義 手	肢体不自由(切断) 上肢障害者
	義 足	肢体不自由(切断) 下肢障害者
装 具	下 肢 装 具	肢体不自由 下肢障害者
	靴 型 装 具	肢体不自由 下肢障害者
	体 幹 装 具	肢体不自由 体幹障害者
	上 肢 装 具	肢体不自由 上肢障害者
姿 勢 保 持 装 置		肢体不自由 体幹障害者
車 載 用 姿 勢 保 持 装 置		肢体不自由 体幹障害者
歩 行 器	歩 行 補 助 つ え	肢体不自由
歩 行 補 助 つ え		
車 い す	電 動 車 い す	肢体不自由(切断・機能障害等) 下肢障害者 体幹障害者 平衡障害者 心臓機能障害者 呼吸器機能障害者
電 動 車 い す		
視 覚 障 害 者 安 全 つ え		視覚障害
義 眼		
眼 鏡		
補 聴 器		聴覚障害
人 工 内 耳 (修 理)		聴覚障害 ※人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置		両下肢障害及び音声・言語機能障害者
起 立 補 装 具	排 便 補 助 具	児童のみ対象
排 便 補 助 具		

※補装具の種類によって、北海道立心身障害者総合相談所の判定が必要となる場合があります。